

令和8年2月15日執行

宇美町長選挙及び宇美町議会議員一般選挙

公費負担(選挙公営)の手引

～自動車・ポスター・ビラ～

宇美町選挙管理委員会



はじめに

「公費負担(選挙公営)の手引」は、宇美町長選挙及び宇美町議会議員一般選挙において、選挙運動用費用の一部を、条例に基づき宇美町が負担すること（以下「選挙公営制度」という。）について、その対象や手続等を説明するものです。この手引を参考に、書類の記載方法など間違いのないように手続を進めてください。

条例・規程

- ・ 宇美町議会議員及び宇美町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和3年3月29日条例第7号）
- ・ 宇美町議会議員及び宇美町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程（令和3年3月31日選挙管理委員会告示第13号）

目次

1. スケジュール	1
2. 選挙公営制度	2
3. 手続について	4
4. 手続の流れ	6
5. 関係様式一覧	12
6. 公費負担（選挙公営）のQ&A	13

1. スケジュール

		期日	項目
①	令和7年	12月25日(木)	立候補予定者説明会(関係書類の配布)
②	令和8年	任意の日から	契約締結(候補者⇄事業者等) ① 選挙運動用自動車の使用 ② 選挙運動用ビラの作成 ③ 選挙運動用ポスターの作成
③		1月26日(月)～30日(金) ＜事前予約制＞	契約届出書(契約書写しの添付)等の事前審査 ※立候補届出等の事前審査と併せて実施
④		2月10日(火)	契約届書の提出 (候補者→宇美町選挙管理委員会(以下、町選管)) ※立候補届受付日＜書類提出日＞
⑤		2月15日(日)	投・開票日(選挙期日)
⑥		2月17日(火)～3月2日(月)	○ 確認申請(候補者→町選管) ○ 確認書交付(町選管→候補者) ○ 確認書提出(候補者→事業者等) ※上記は、以下の契約のみ必要 ・燃料の供給に関する契約 ・ビラの作成の契約 ・ポスターの作成の契約
⑦			各証明書の作成、提出 (候補者→事業者等)
⑧		3月2日(月)までに	選挙運動費用収支報告書の提出 (候補者→町選管)
⑨		3月13日(金)までに	請求書の提出〔確認書、証明書等の添付〕 (事業者等→町選管(宇美町))
⑩		3月31日(火)までに	費用の支払い(宇美町→事業者等)

2. 選挙公営制度

(1) 概要

選挙にかかる費用が多すぎると、「お金のある人だけが立候補しやすい」という状態になってしまいます。そこで、**国や地方公共団体が選挙運動に必要なお金の一部を負担して、誰でも立候補しやすくする仕組みが「選挙公営制度」です。**

①公費負担の種類

選挙運動費用に関する公費負担制度については、町の条例及び公職選挙法で上限額等の基準が定められています。公費負担の対象となるものは以下の3つです。

- ・選挙運動用自動車の使用
- ・選挙運動用ビラの作成
- ・選挙運動用ポスターの作成

②対象となる候補者

「選挙の結果、供託物没収点以上の票を得た候補者」に限られます。

※供託物を没収される候補者については、全て自己負担となります。

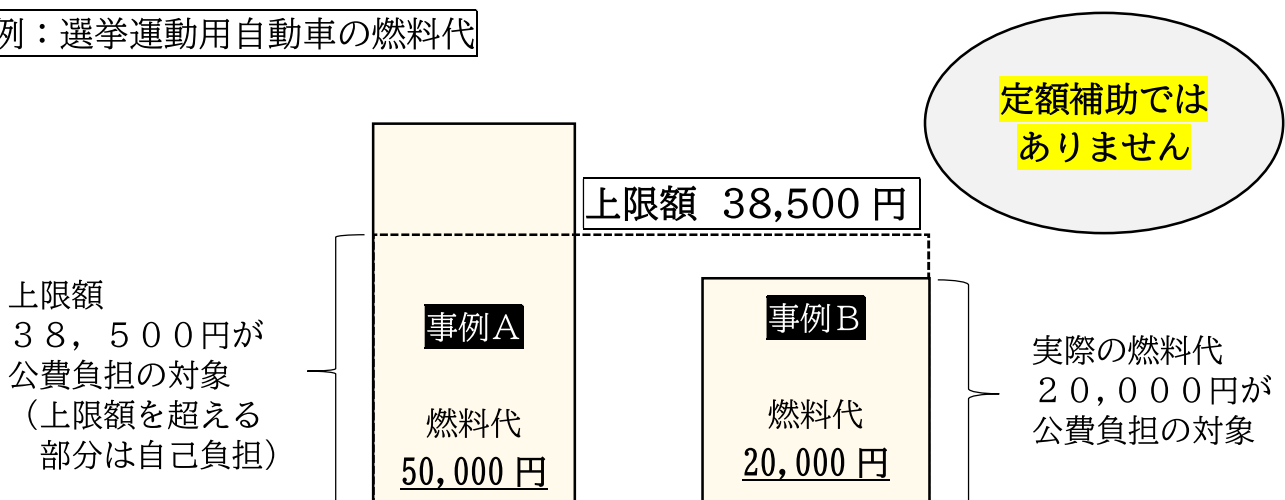
種類	供託額	供託物が没収される得票数（供託物没収点）
町長選挙	50万	有効投票総数×1／10未満
町議選挙	15万	有効投票総数÷議員定数（12）×1／10未満

(2) 公費負担の上限額

①公費負担の考え方

あらかじめ定められた上限額を一律に支給するのではなく、実際に要した費用を上限額の範囲内で交付する仕組みとなっています。

例：選挙運動用自動車の燃料代



②上限額一覧

令和 7 年 9 月 19 日条例改正

・選挙運動用自動車の使用

	区分	公費負担の対象	公費負担の上限額
1	一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（ハイヤー、タクシーの借入れ） ※自動車、燃料及び運転手込みで自動車を借入れる場合	使用した各日の料金の合計額（1日につき1台に限る。）	1日当たりの上限額 64,500 円×5 日 = 322,500 円
2	1 以外の	自動車の借入れ契約（レンタル、個人、会社等からの借入れ）	使用した各日の料金の合計額（1日について1台に限る。）
	契約の	燃料の供給契約	供給した燃料の代金
	場合	運転手の雇用契約	運転に従事した各日の報酬の合計額（1日につき1人に限る。）
			1日当たりの上限額 16,100 円×5 日 = 80,500 円
			7,700 円×5 日 = 38,500 円 ※7,700 円は1日当たりの上限額ではありません。
			1日当たりの上限額 12,500 円×5 日 = 62,500 円

※1と2いずれかの契約に限り、公費負担の対象となります。

※道路運送法第 80 条では、自家用車を有償で貸し出すには国土交通大臣の許可が必要です。

無許可の人から車を借りると、法律違反になる可能性があるため注意してください。

※選挙公営で支払われる「自動車の借入料」は、車のレンタル料のみです。看板の作成・取付費、拡声器のレンタル・取付費などは候補者の自己負担になります。

※同一日に複数の運転手を雇用した場合（例：午前と午後で別の運転手を雇用するなど）は、候補者が指定するいずれか1名のみが公費負担の対象となります。

・選挙運動用ビラの作成

上限枚数を超過した部分の費用は公費負担の対象外

上限枚数	公費負担の対象	公費負担の上限額
・町長選挙 5,000 枚	作成単価に作成枚数を乗じた金額	町長選挙 1枚当たり単価の上限額 8.38 円 ×作成枚数の上限 5,000 枚 = 41,900 円
・町議選挙 1,600 枚		町議選挙 1枚当たり単価の上限額 8.38 円 ×作成枚数の上限 1,600 枚 = 13,408 円

・選挙運動用ポスターの作成

上限枚数を超過した部分の費用は公費負担の対象外

上限枚数	公費負担の対象	公費負担の上限額
40 枚	作成単価に作成枚数を乗じた金額	1枚当たり単価の上限額 8,493 円 ×作成枚数の上限 40 枚 = 339,720 円

（３）無投票となった場合の取扱い

①選挙運動用自動車の使用	告示日（２月１０日（火））の使用分のみ、公費負担の対象
②選挙運動用ビラの作成	投票の有無にかかわらず、公費負担の対象
③選挙運動用ポスターの作成	

3. 手続について

（１）契約締結と契約届出

公費負担の適用を受けようとする候補者は、事業者等と有償契約を締結し、町選管へその旨を届け出なければなりません。

- ①届出期日 契約が立候補届出前 ⇒ 事前審査時又は立候補届出時
契約が立候補届出後 ⇒ 契約締結後直ちに
- ②届出書類
- ・ 契約届出書（様式）
 - ・ 事業者等との契約書の写し

※選挙運動用自動車の使用が「一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約の場合(ハイヤー、タクシーの借入れ)」の場合、①自動車の借入れ、②燃料代、③運転手の雇用のそれぞれ個別の契約書の写しが必要となります。

※公費負担制度は、全ての手続きが完了した後、町から事業者へ直接支払う仕組みです。燃料代については、その都度現金で支払う「セルフ式ガソリンスタンド」では、燃料代の公費負担に対応できません。燃料代の「後払」に対応しているガソリンスタンドであれば利用できますので、町内外を問わず、各候補者で事業者をお探しください。

※事業者等が生計を同じくする親族である場合は、その者が当該契約に係る業務を業として行うものに限りします。

(2) 確認申請

公費負担の適用を受けようとする場合は、町選管への確認申請が必要です。

①確認申請が必要なもの

- ・ 選挙運動用自動車の燃料代 ⇒ 金額の制限範囲内であることの確認
- ・ 選挙運動用ビラの作成 ⇒ 作成限度枚数の確認
- ・ 選挙運動用ポスターの作成 ⇒ 作成限度枚数（掲示場数）の確認

②確認申請の方法

- ・ 確認申請書は、契約の相手ごとに作成してください。
- ・ 確認申請書には、すでに確認を受けた金額（枚数）を記載する必要上、申請書の写し又は控えを保管してください。
- ・ 確認申請書は、候補者又はその代理人が直接持参してください。

③確認書の交付

- ・申請に基づき町選管から確認書を交付します。
- ・交付を受けた確認書は、直ちに業者に提出してください。
- ・確認書は、事業者等が代金を請求する際の請求書に添付する必要があります。

(3) 使用証明書の交付

契約届出をした候補者は、有償契約を締結した業者ごとに「使用証明書」を作成し、事業者等に交付しなければなりません。なお、この使用証明書は、事業者等が町選管（宇美町）へ代金を請求する際、請求書に添付する必要があります。

(4) 費用の請求

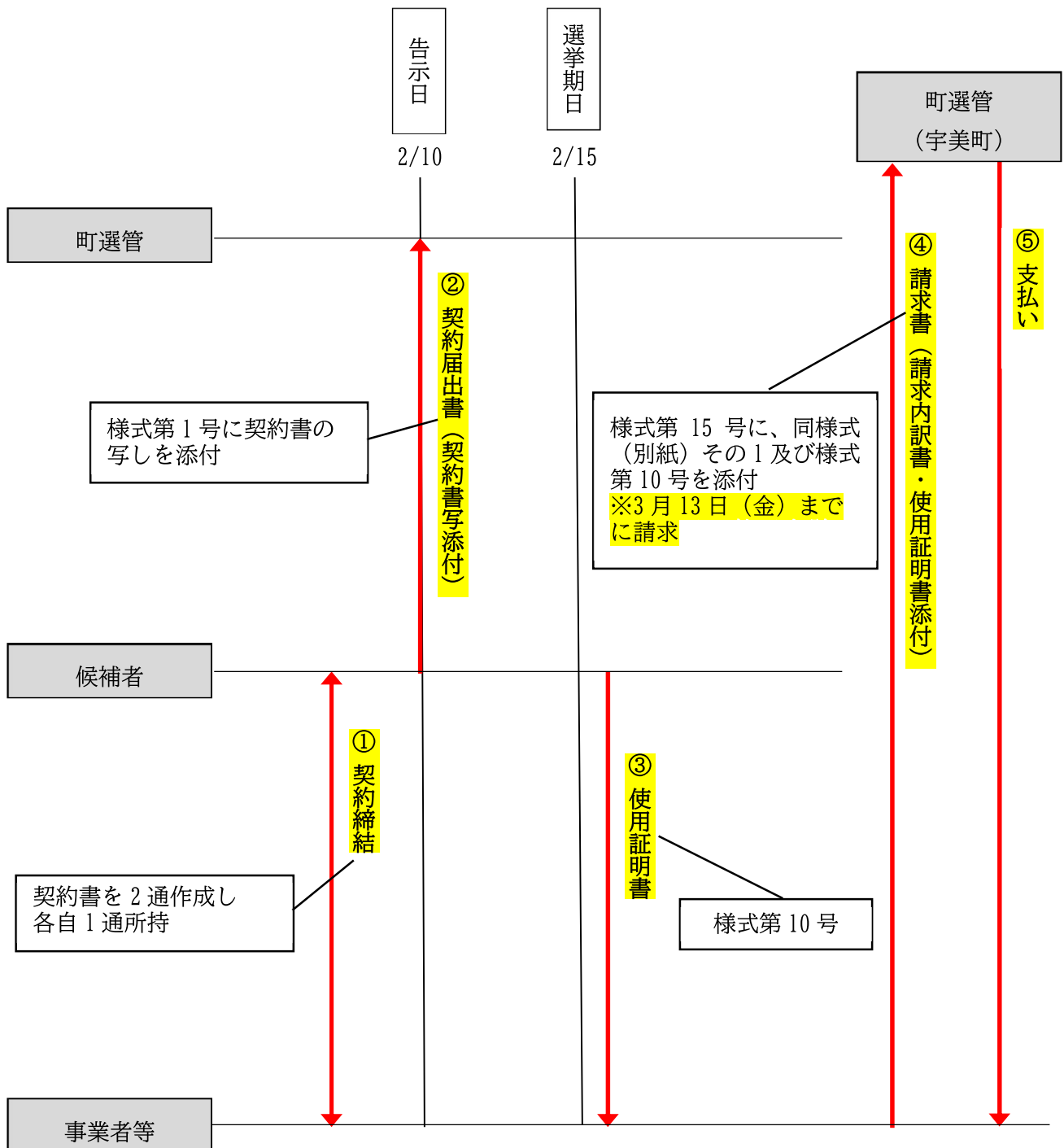
公費負担に係る費用は、候補者が有償契約を締結した事業者等からの請求に基づき、宇美町が事業者等の口座へ直接支払います。ただし、当該候補者が供託物を没収された場合は、公費負担の請求はできません。

区分		必要書類
選挙運動用自動車の使用による場合	一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約の場合（ハイヤー、タクシーの借入れ）	① 請求書（様式第 15 号） ② 請求内訳書（様式第 15 号（別紙）その 1） ③ 選挙運動用自動車使用証明書（自動車）（様式第 10 号）
	上記以外の自動車の借入れ	① 請求書（様式第 15 号） ② 請求内訳書（様式第 15 号（別紙）その 2（1）自動車の借入れ） ③ 選挙運動用自動車使用証明書（自動車）（様式第 10 号）
	燃料代	① 請求書（様式第 15 号） ② 請求内訳書（様式第 15 号（別紙）その 2（2）燃料代） ③ 給油伝票（日付、自動車登録番号又は車両番号、給油量、給油金額が記載されたもの。）の写し ④ 選挙運動用自動車使用証明書（燃料）（様式第 11 号） ⑤ 選挙運動用自動車燃料代確認書（様式第 7 号）
	運転手の報酬	① 請求書（様式第 15 号） ② 請求内訳書（様式第 15 号（別紙）その 2（3）運転手） ③ 選挙運動用自動車使用証明書（運転手）（様式第 12 号）
選挙運動用ビラの作成		① 請求書（様式第 16 号） ② 請求内訳書（様式第 16 号（別紙）） ③ 選挙運動用ビラ作成証明書（様式第 13 号） ④ 選挙運動用ビラ作成枚数確認書（様式第 8 号）
選挙運動用ポスターの作成		① 請求書（様式第 17 号） ② 請求内訳書（様式第 17 号（別紙）） ③ 選挙運動用ポスター作成証明書（様式第 14 号） ④ 選挙運動用ポスター作成枚数確認書（様式第 9 号）

4. 手続の流れ

選挙運動用自動車の使用（ハイヤー・タクシーの借入れ）

～一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約の場合～

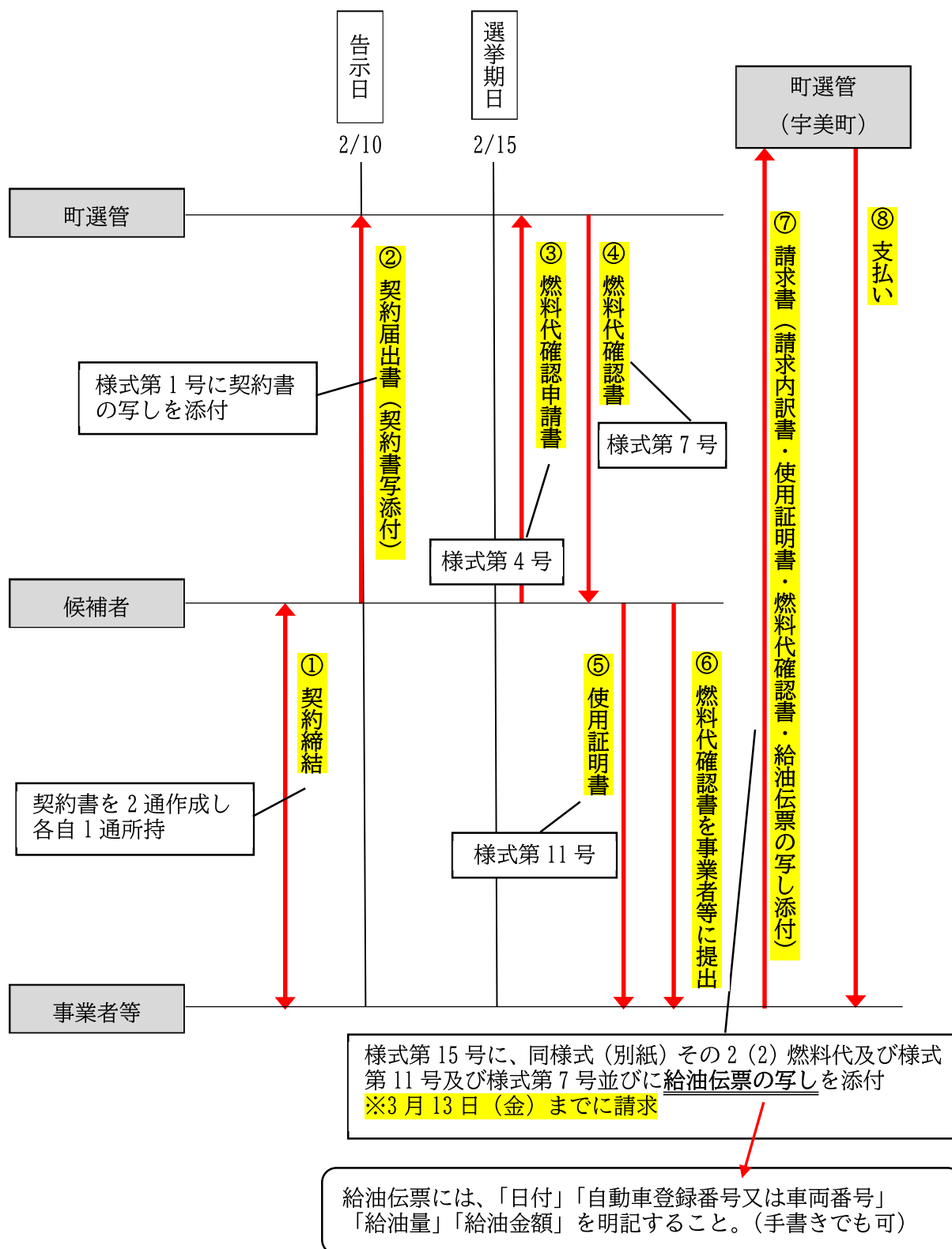


(一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の自動車の借入れ)



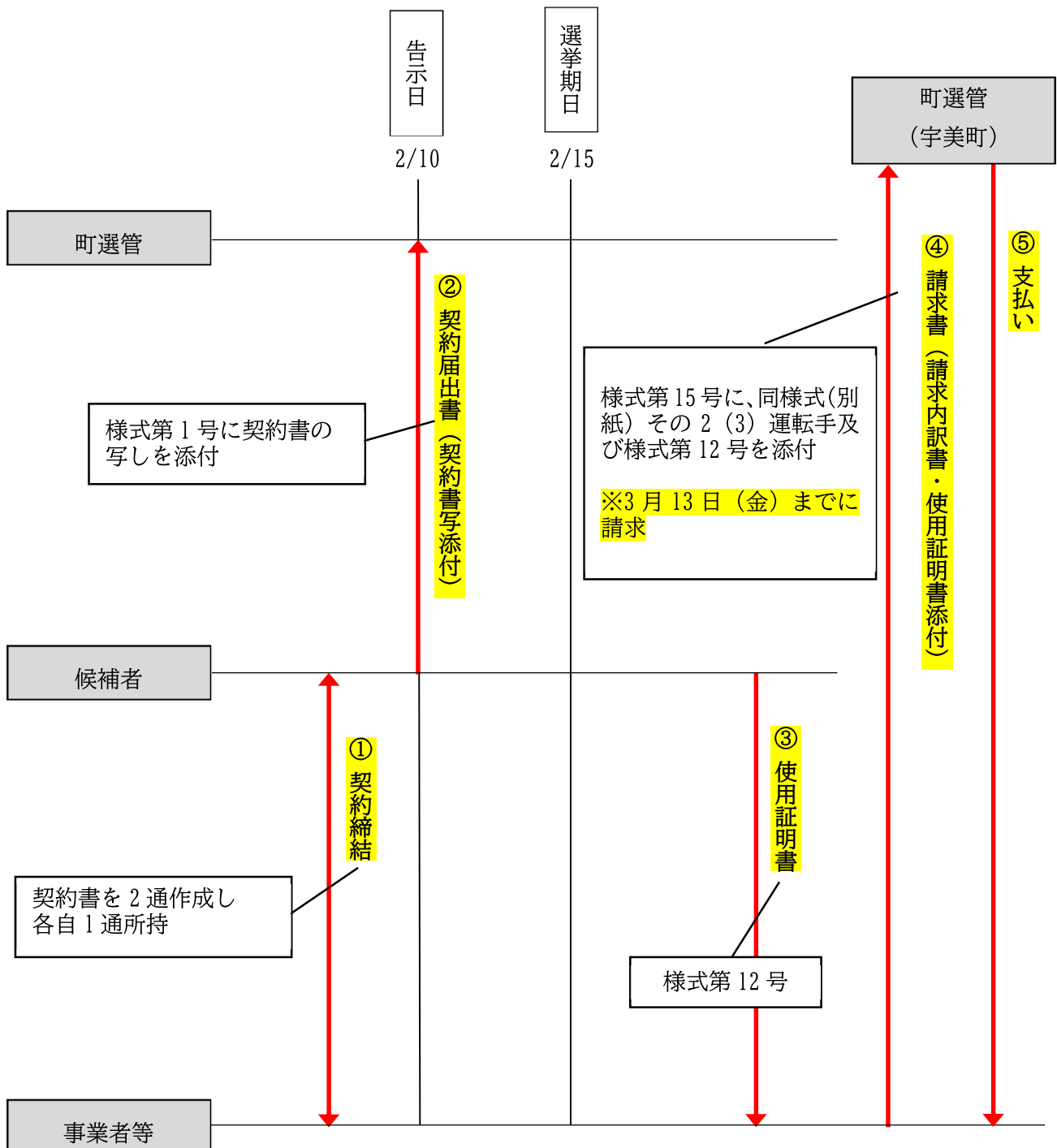
選挙運動用自動車の使用（燃料代）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の燃料代）

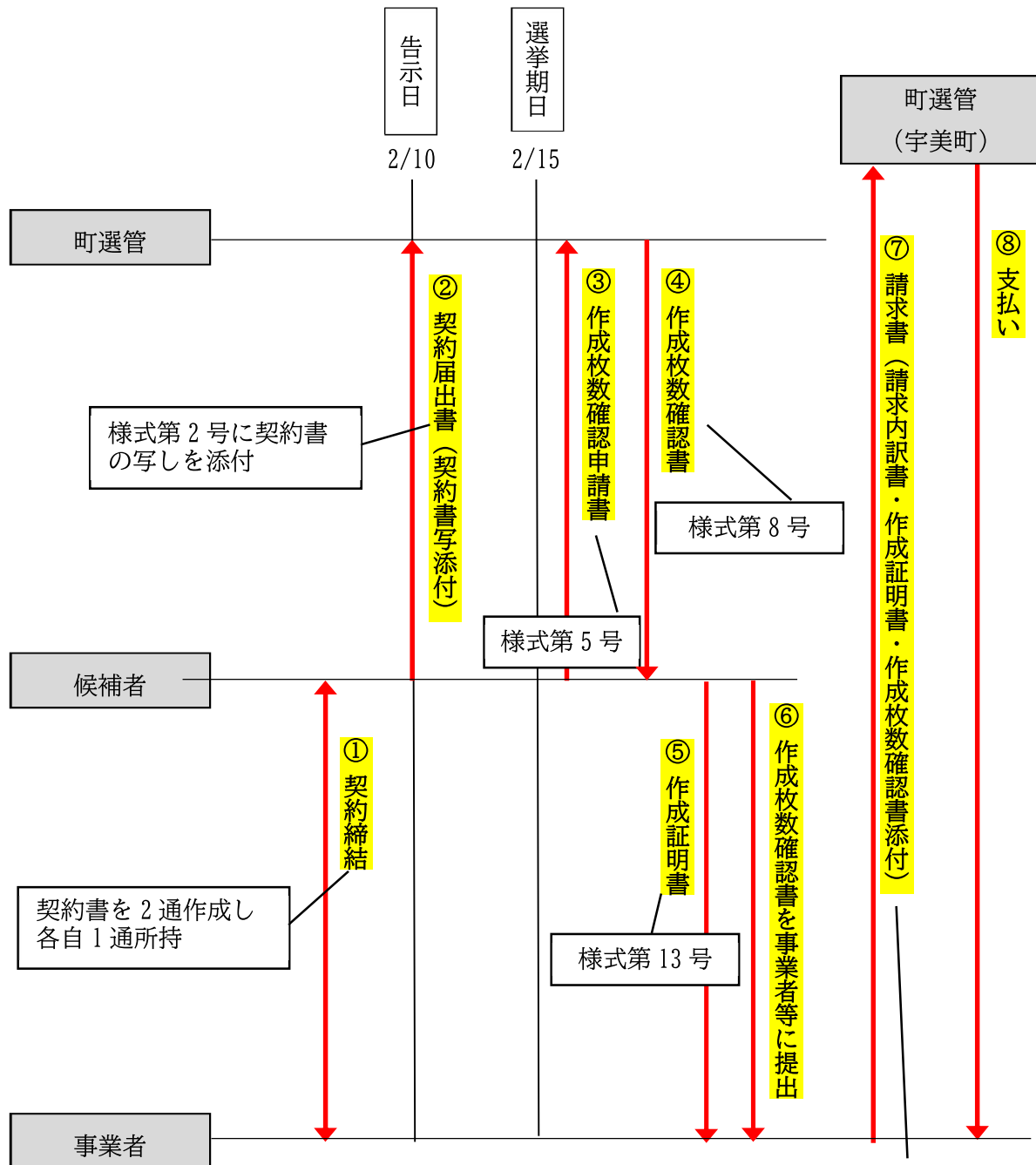


選挙運動用自動車の使用（運転手）

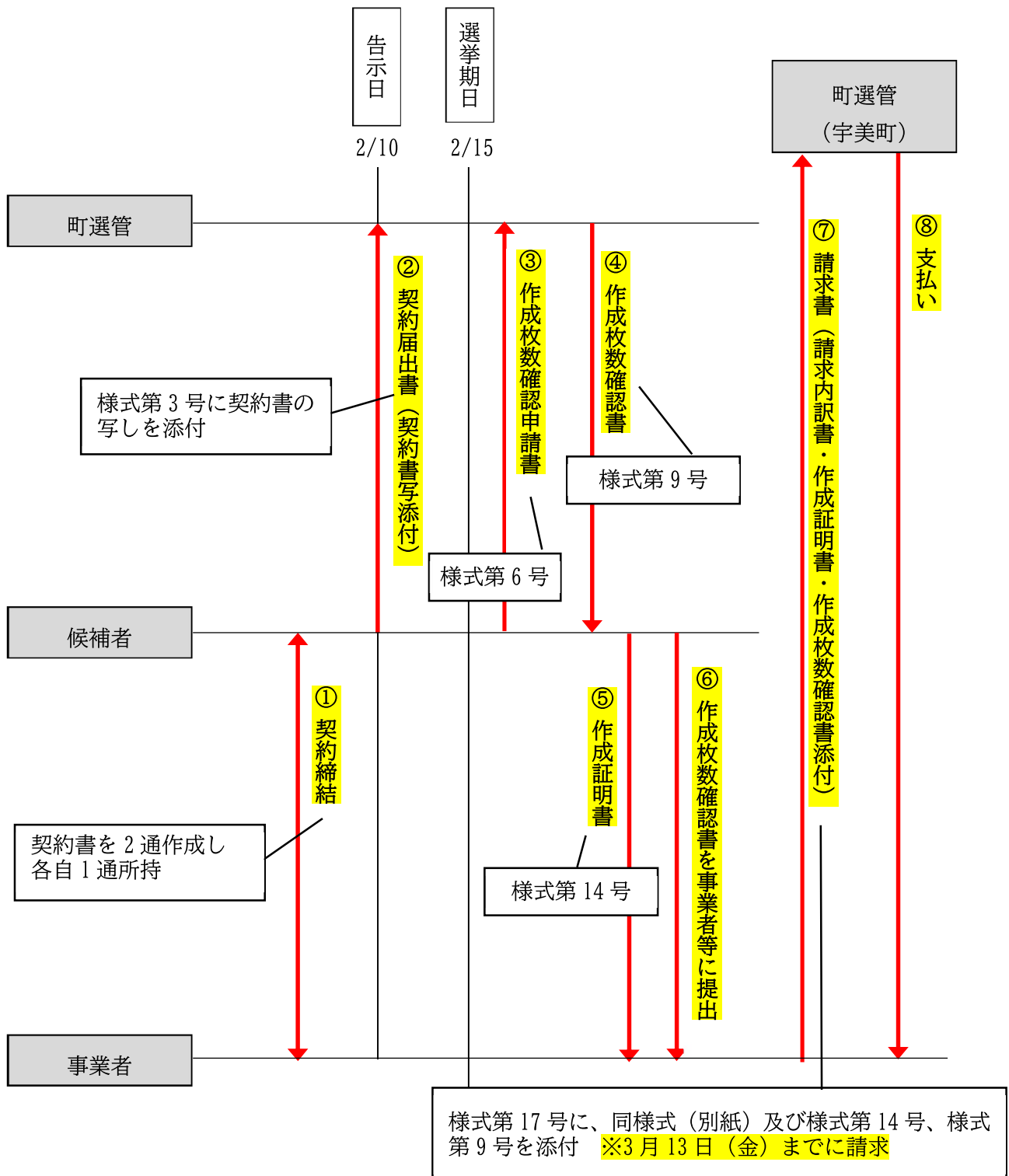
（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の運転手の報酬）



選挙運動用ビラの作成



選挙運動用ポスターの作成



5. 関係様式一覧

区分	様式	提出の時期	提出先	提出時の添付書類
選挙運動用自動車	様式第1号 選挙運動用自動車の使用の契約届出書	立候補届のとき 又は契約後直ちに	候補者→町選管	契約書（写）
	様式第4号 選挙運動用自動車 燃料代確認申請書	燃料購入金額確定 後速やかに	候補者→町選管	
	様式第7号 選挙運動用自動車 燃料代確認書	町選管から受領後 速やかに	候補者→事業者等	
	様式第10号 選挙運動用自動車 使用証明書（自動車）	自動車使用終了後 速やかに	候補者→事業者等	
	様式第11号 選挙運動用自動車 使用証明書（燃料）	燃料供給量及び金 額確定後速やかに	候補者→事業者等	
	様式第12号 選挙運動用自動車 使用証明書（運転手）	自動車運転業務終 了後速やかに	候補者→運転手	
	様式第15号 請求書 （選挙運動用自動車の使用）	選挙の期日後 速やかに	事業者等→町選管	・選挙運動用自動車 使用証明書 ・自動車燃料代確認書 （燃料代の場合）
選挙運動用ビラ	様式第2号 選挙運動用ビラ 作成契約届出書	立候補届のとき 又は契約後直ちに	候補者→町選管	契約書（写）
	様式第5号 選挙運動用ビラ 作成枚数確認申請書	契約届出書提出以 降で、ビラ作成後速 やかに	候補者→町選管	
	様式第8号 選挙運動用ビラ 作成枚数確認書	町選管から受領後 速やかに	候補者→事業者等	
	様式第13号 選挙運動用ビラ 作成証明書	ビラ作成後 速やかに	候補者→事業者等	
	様式第16号 請求書 （選挙運動用ビラの作成）	選挙の期日後 速やかに	事業者等→町選管	・ビラ作成証明書 ・ビラ作成枚数確認書
選挙運動用ポスター	様式第3号 選挙運動用ポスター 作成契約届出書	立候補届のとき 又は契約後直ちに	候補者→町選管	契約書（写）
	様式第6号 選挙運動用ポスター 作成枚数確認申請書	契約届出書提出以 降で、ポスター作成 後速やかに	候補者→町選管	
	様式第9号 選挙運動用ポスター 作成枚数確認書	町選管から受領後 速やかに	候補者→事業者等	
	様式第14号 選挙運動用ポスター 作成証明書	ポスター作成後 速やかに	候補者→事業者等	
	様式第17号 請求書（選挙運動用ポ スターの作成）	選挙の期日後 速やかに	事業者等→町選管	・ポスター作成証明書 ・ポスター作成枚数確 認書

6. 公費負担(選挙公営)のQ&A

(1) 共通

	Q	A
1	条例（宇美町議会議員及び宇美町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例）で決まっている上限金額」で契約しようと思いますが、問題がありますか。	条例では、あくまで公費負担の上限額を定めたものであり、契約金額は契約当事者の合意により定められるものです。しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度ですので、契約内容(金額、数量)の妥当性について説明できるように適正な契約を行っていただく必要があります。
2	選挙運動費用の公費負担制度は、実際に要した費用に関係なく、定額で負担してもらえる制度ですか。	公費負担制度は、条例で定める上限額の範囲内で、実際に要した費用を負担する制度であり、定額負担ではありません。実際に要した費用が上限を超えている場合は上限額までを公費負担しますが、上限に満たない場合は実際に要した費用を公費負担します。
3	使用(作成)証明書を契約業者に交付するのは、選挙管理委員会に契約届出書を提出後すぐに行うべきですか。	それぞれの契約履行後に行ってください。使用(作成)証明書は、いずれも実際に基づき使用(作成)するもので、契約履行後直ちに作成し、契約業者に交付することになります。
4	町に提出した公費負担の関係書類は、情報公開の対象となるのですか。	町に提出された公費負担に係る関係書類は、全て情報公開の対象となります。(印影など一部非開示部分あり)

(2) 自動車の借入れ(選挙運動用自動車の使用)

	Q	A
1	公費負担の対象となるのは、どんな自動車ですか。	主として選挙運動のために使用され、選挙管理委員会が交付する表示をした車両となります。候補者一人につき1台となります。
2	選挙運動用自動車として2台借りることはできますか。この場合、2台とも公費負担対象になりますか。	公費負担の対象は、選挙運動用自動車1台分となります。なお、選挙運動用自動車として利用できる車両は、候補者1人につき1台に限られます。

3	選挙運動用自動車として1台、事務所の連絡用に1台借りる予定ですが、2台とも公費負担の対象になりますか。	公費負担の対象は、選挙運動用自動車1台分のみとなります。
4	レンタカー業者が選挙運動用の看板やスピーカーの取付けを行い、その費用も含めてレンタル代金として契約した場合、この代金は全て公費負担の対象となりますか。	車両本体のみが公費負担の対象であるため、レンタカー業者の「基本料金」以外の看板費用、スピーカー等の付帯料金は、対象になりません。車両本体以外の費用(看板レンタル代、スピーカーレンタル代等)が含まれているのであれば、車両本体と車両本体以外の費用とを明示した有償契約をする必要があります。契約書に記載できない場合は、見積書の契約内容の内訳明細書が必要になります。
5	選挙運動期間前から借りたいのですが、その期間も含めたレンタル代金を公負担請求することができますか。	公費負担の対象期間は、立候補届出日(2月10日(火))から選挙期日の前日(2月14日(土))までの選挙運動期間となります。したがって、選挙運動期間前の借入代金分は公費負担の対象外となるため、請求できません。 ※無投票の場合は、立候補届出日の1日分が公費負担対象の期間となります。
6	選挙運動期間の前後の期間を含めて選挙運動用自動車の借入れをする場合、契約書に記載する契約期間は、どのように記載したらよいですか。	選挙運動用自動車の借入れに関する契約書に記載する契約期間は、契約時に定めた借入期間を記載します。選挙運動期間の前後を含めて借入契約をする場合は、その契約期間を記載することになります。 公費負担の対象期間は選挙運動期間に限られており、選挙運動期間の前後の期間の借入代金は公費負担の対象外となります。
7	月極契約により選挙運動用自動車を借り入れた場合、公費負担請求の対象となる金額を教えてください。	自動車借入れに対する公費負担制度については、1日当たりの借入金額に対し公費を負担する制度になっていますので、契約に当たっては1日当たりの借入金額を当事者間で明確にして契約する必要があります。また、レンタカー業者と月極契約を行う場合については、各業者が国土交通省に届出している料金体系に基づき、契約することになります。しかし、「1か月で〇〇万円」といったように、1日当たりの借入金額を設定せずに契約している場合には、契約金額を契約日数で除して算出した1日当たりの金額(16,100円を超える場合は、16,100円)に、選挙運動期間中に選挙運動用自動車として使用した日数を乗じた金額が対象となります。

8	選挙運動用自動車をレンタカーの許可業者以外の者から借りることはできますか。	公費負担の制度上自動車の借入れについては、次のア及びイに該当する場合を除き、契約の相手側の条件は規定されていません。 ア 候補者と生計を一にする親族(当該親族がレンタカー業を営む場合を除く。)からの借入れ イ ハイヤー契約による借入れ(自動車の借入れ、運転手雇用、燃料代を一括で契約) したがって、自動車修理工場や知人などから借りることができます。
9	レンタカー業の許可業者でない者から選挙運動用自動車を借入れする場合、どれくらいの価格で契約をすればいいのですか。	契約金額は、契約当事者の合意により定められるものとなります。しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度となりますので、契約内容(金額、数量等)の妥当性について説明できるように適切な契約を行っていただく必要があります。
10	自分の親族の自動車を借りて選挙運動用自動車として使用した場合、契約を締結していれば、公費負担の請求をすることができますか。	生計を一にする親族から借りる場合は、公費負担の対象となりません。ただし、その親族がレンタカー業を営んでいる場合は、公費負担の対象となります。※親族とは、6親等内の血族・配偶者・3親等内の姻族をいいます。
11	選挙運動用自動車についてハイヤー契約(自動車借入れ、燃料の供給、運転手の雇用について一括で契約)を行う場合の公費負担申請に当たって注意すべき点を教えてください。	契約の相手方は、道路運送法第3条第1号ハに規定する「一般乗用旅客自動車運送事業を営業者」に限られます。

(3) 燃料の供給(選挙運動用自動車の使用)

	Q	A
1	選挙運動用自動車に使用した燃料は、全て公費負担の対象となりますか。	選挙運動期間中選挙運動用自動車1台に給油した燃料代が公費負担の対象となります。ただし、公費負担額は、選挙運動期間中に給油した燃料代の総額と限度額(7,700円に選挙運動期間の日数5日間を乗じて得た金額)を比較して、いずれか低い方の金額となります。
2	選挙事務所の業務用自動車の燃料も公費負担の対象になりますか。	対象になりません。選挙運動用自動車1台の燃料に限ります。

3	2 社以上のガソリンスタンドで給油した場合、2 社とも公費負担請求することはできますか。	請求できます。ただし、いずれの業者との間にも燃料供給契約を締結していることが前提となり、2 社合わせた金額について限度額の範囲内で公費負担を受けることができます。
4	燃料補給は選挙運動期間中に何度も行いますが、給油量、給油金額の記録はどのようにすればよいですか。	公費負担請求時には、給油伝票の写しの添付が義務付けられていますので、必ず選挙運動用自動車に給油した際に受け取った給油伝票を保管しておいてください。 なお、給油伝票には、①給油日、②給油量、③車番(登録番号)、④給油金額が記載されていることが必要となります。

(4) 運転手の雇用（選挙運動用自動車の使用）

	Q	A
1	契約した運転手に選挙運動用自動車以外の自動車についても運転してもらっている場合、この運転手の雇用費用は全額公費負担の対象になりますか。	運転手が実際に選挙運動用自動車を運転した日が公費負担の対象となります。契約を締結している場合でも、選挙運動用自動車を運転していない日は公費負担の対象になりません。
2	選挙運動期間以外の期間も含めて運転手の雇用契約をする場合は、選挙運動期間以外の期間についても公費負担の対象となりますか。	選挙期間中の運転のみ公費負担の対象となります。選挙運動期間以外の運転は、対象となりません。
3	選挙運動期間中複数の運転手と契約する場合は、公費負担の対象となりますか。	公費負担の対象は、1 日当たり運転手 1 人となります。同一日に運転業務が重ならない場合は、各々が公費負担の対象となります。同一日に複数の運転手が業務につく場合は、候補者が指定するいずれか一人の運転手のみ公費負担の対象となります。
4	契約した運転手の宿泊代は、公費負担の対象になりますか。	運転手が選挙運動期間中に選挙運動用自動車の運転をした場合に、その勤務に対し支払う報酬が公費負担の対象となります。したがって、契約に基づく運転業務の報酬以外に支出した経費(宿泊代等)は、公費負担の対象になりません。
5	法人と運転手派遣契約を結んだ場合、公費負担の対象になりますか。	運転手個人との契約に限り、公費負担の対象となります。法人と運転手派遣契約を締結する場合は、公費負担の対象となりません。

(5) 選挙運動用ビラの作成

	Q	A
1	公費負担の対象となる選挙運動用ビラは、どのようなビラですか。	公職選挙法第 142 条に規定する「ビラ」が公費負担の対象となります。
2	選挙運動用ビラの頒布は、どのような方法で行うことができますか。	次の場所において頒布することができます。 ・新聞折込みによる頒布 ・候補者の選挙事務所内における頒布 ・個人演説会の会場内における頒布 ・街頭演説の場所における頒布
3	選挙運動用ビラには、枚数や規格など制約がありますか。	・枚数 町長選挙:5,000 枚以内 町議選挙:1,600 枚以内 ・種類 2 種類以内 ・規格 長さ 29.7cm×幅 21cm(A4 版)以内 両面印刷が可能 ・記載内容 特に制限はありませんが、ビラの表面に頒布責任者と印刷者の氏名又は名称若しくは住所又は所在地を記載しなければなりません。 ・証紙の貼付 頒布するビラには、町選管が交付する証紙を貼付しなければなりません。
4	選挙運動用ビラと選挙運動用ポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費は、どのように請求すればよいですか。	例えば、双方の作成枚数を用いてデザイン料を按分するなどの方法が考えられますが、いずれにしても契約当事者間において、合理的に説明できる方法で公費負担の対象経費と対象外費用に区分することが求められます。なお、このようなことを避けるため、個々に契約することをお勧めします。

(6) 選挙運動用ポスターの作成

	Q	A
1	公費負担の対象となる選挙運動用ポスターとは、どのようなポスターですか。	公職選挙法第143条第1項第5号に規定する「ポスター掲示場に掲示するポスター」が公費負担の対象となります。
2	ポスター作成に関するどのような費用が公費負担の対象となりますか。	ポスター作成業者とポスター作成契約を締結して選挙運動用ポスターを作成した場合その作成に要した費用は、全て公費負担の対象となります。(金額、作成枚数に上限があります。)例えば、印刷費の他にデザイン料、写真撮影費等が考えられます。
3	選挙運動用ポスターと併せて、選挙運動用通常はがきも一括で印刷してもらった場合、併せて公費負担の対象となりますか。	選挙運動用ポスターのみが、公費負担の対象となります。選挙運動用通常はがきの印刷費用は、対象となりません。
4	選挙運動用ポスターと選挙期間前のイベント用のポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費は、どのように請求すればよいですか。	例えば、同様のデザインでポスターのサイズ等規格が同じである場合、双方のポスターの作成枚数を用いてデザイン料を按分するなどの方法が考えられますが、本件のような場合契約当事者間において合理的に説明できる方法で公費負担の対象経費・対象外経費を区分することが必要となります。なお、このようなことを避けるため、個々に契約することをお勧めします。

5	ポスター作成費用の契約金額が「限度枚数×限度単価」で算出した金額以内である場合は、契約金額の全額が公費負担の対象となりますか。	この場合、全額を公費負担できない場合があります。 「限度枚数」×「限度単価」で求められる金額が公費負担の限度額ではなく、「作成枚数」及び「作成単価」のそれぞれに限度が定められています。 公費負担額の計算は、限度枚数、限度単価を実際の契約枚数、契約単価と比較して低い方を掛け合わせたものになります。 (例)当該選挙における掲示場の数が40か所の場合 ア 条例の限度枚数 40 枚 イ 条例の限度単価 8,493 円 ウ 実際の作成枚数 100 枚 エ 実際の作成単価 2,500 円 【計算方法】 ・(公費負担の対象枚数) ⇒枚数について、条例の限度と実際の枚数を比較 ア又はウの少ない方 ⇒ 40 枚(A) 【正しい計算方法】 ・(公費負担の対象単価) ⇒単価について、条例の限度と実際の単価を比較 イ又はエの少ない方 ⇒ 2,500 円(B) ・(公費負担額)⇒ 枚数、単価のそれぞれ低いもの同士を掛け合わせる。 (A) (B) 40 枚×2,500 円＝ 100,000 円(正しい請求金額) 【誤った計算方法】 「限度枚数(40 枚)×限度単価(8,493 円)」で算出される額『339,720 円』を限度額と誤解し、それ以下となる実際の作成枚数「ウ」と実際の作成単価「エ」を掛け合わせて算出した。 ウ エ 100 枚×2,500 円＝250,000 円(誤った請求金額)
---	--	---